

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

域内の人口は、昭和60年をピークに減り続けており、今後、少子高齢化の進行により、生産年齢人口はさらに減少する見込みである。

産業構造は、「製造業」、「卸売業・小売業」、「医療・福祉」の3つの産業で従業員数と付加価値額の割合の過半数を占め、また、第3次産業は、事業所数と従業員数で約8割、付加価値額で約6割を占めている。労働生産性は、「建設業」や「製造業」、「教育・学習支援業」、「医療、福祉」で全国水準を上回っているものの、その他の産業では、全国水準を下回っており、「全産業での労働生産性」も、全国の水準より低い状況にある。

このような状況の中、域内の中小企業に設備投資を促し、生産性の向上を図ることが喫緊の課題である。

(2) 目標

本市が、県内で設備投資が活発な自治体の1つとなり、和歌山県の中核となる市として更に経済発展していくことを目標とする。

これを実現するために、あらゆる手法で周知に努め、計画期間中に80件以上の先端設備等導入計画の認定を行うことを目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

本市では、中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本市の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が本市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

ただし、売電を目的とした太陽光発電事業を始めとする再生可能エネルギー発電事業に関しては、経済波及効果が雇用に結びつくことが少なく、産業集積等の効果も希薄であるため、本計画において対象とする業種・事業から除く。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

域内の産業は、駅周辺、臨海エリア、山間部と広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

本市の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が本市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT 導入による業務効率化、省エネの推進等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年7月2日から令和7年3月31日までとする。

計画期間は原則として2年間であるところ、市全体及び商工労働分野における施策の方向性が会計年度等の始期である4月に切り替わることから、これらとの協調・連動を図るため、本計画の終期を令和7年3月31日とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

(2) 公序良俗に反する事業や、反社会的勢力（和歌山市公有財産規則（平成15年規則第72号）第22条第2項各号に定める者）との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

(3) 法令や本市の条例に違反する事業は、認定の対象としない。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。